

給付年金コーナー

新たに年金を受けとれる方が増えます 年金額を増やすこともできます

年金を受けとるために必要な資格期間が、これまで25年であったものが平成29年8月より10年となりました。

また希望される方は、60歳から65歳までの5年間、国民年金保険料を納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金の額を増やすことができます。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

望まない受動喫煙をなくしましょう

2018年7月に成立した健康増進法の一部を改正する法律により、受動喫煙防止対策が強化されます。
【改正健康増進法の内容】

2019年7月1日～	2020年4月1日～
敷地内禁煙（学校・病院・行政機関など）	原則屋内禁煙（飲食店・オフィス・商業施設など）
受動喫煙による健康影響が大きい子どもなど20歳未満の人や患者が利用する施設の対策を徹底。	学校・病院などの施設以外の多数の人が利用する施設は、屋内禁煙に（ただし、法令で定められた要件を満たす喫煙室の設置は可）。

問合せ 県健康長寿課 ☎048・830・3582

4月の納期

●介護保険料

■特別徴収（第1期分） 今月支給される年金から天引きされます。*

■普通徴収（随時第2期分）

●後期高齢者医療保険保険料

■特別徴収（第1期分） 今月支給される年金から天引きされます。*

■普通徴収（随時第2期分）

※4月からの特別徴収（年金天引き）開始

令和元年度の介護保険料を納付書や口座振替で納付していただいていた方のうち、令和2年度の介護保険料を4月の年金から特別徴収（年金からの天引き）で納付していただく方に、令和2年度介護保険料特別徴収開始のお知らせを送付します。

納期限は4月30日(木)です。口座振替の場合は4月27日(月)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111
介護保険料 健康福祉課介護保険担当 内線133
後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123